



中国税関による輸出入 貨物通関申告書記入 規範に関する重大改正

概要

2016年3月24日、中国税関総署は『中華人民共和国税関輸出入貨物通関申告書記入規範の改正に関する通告』（税関総署2016年第20号通告、以下「通告」と略称する）を公布した。当該通告は同年3月30日から施行される。

当該通告は税関総署が2008年に公布した『中華人民共和国税関輸出入貨物通関申告書記入規範』（税関総署2008年第52号通告）の改正となる。

従来の税関輸出入貨物申告書記入規範からの主な改正点は次のとおりである。

- ▶ 記載項目の名称及び申告声明が改正された。例えば、従来の「経営単位」と「区内経営単位」という名称が「荷受人・荷送人」に改定された。同時に、「荷受単位」と「区内荷受単位」という名称が「消費使用単位」に改定された。また、従来の「以上の申告には誤りがないことを証明し、法的責任を負うことを宣告する」という表現が、「以上は事実即した申告であり、かつ、法律に則って納税する責任を有することを宣告する」という表現に改正された。

- ▶ 法的依拠やモニタリングの意義が既に消滅した申告項目が削除された。例えば、「為替決済番号/批准文号」や「税関審査単位注記及び通関完了日」など。
- ▶ 新たに設けられた記載項目がある。例えば、「貿易国(地区)」、「特殊関係確認」、「価格影響確認」、「ロイヤリティ確認」など。また、それらの記入要求について説明がなされている。
- ▶ 記入要求がより規範化された。例えば、「荷受人、荷送人」、「消費使用単位」、「生産販売単位」、輸出「原産国(地区)」、輸入「最終目的国(地区)」等。
- ▶ 一セットの税関申告書で申告できる商品項目数の上限が従来の20から50に改正された。

我々の考察

中国税関の今回の改正の主な目的は次のとおりと考えられる。

- ▶ 時代の変化に応じ、申告項目を改正し、輸出入貨物に対する現行の国家規制の要求に合致させること
- ▶ 輸出入貨物の荷受・配送者の申告を規範化すること
- ▶ 輸出入通関申告書記入を統一し、データの品質を保つこと
- ▶ 2008年以降に散見された各関連文書と通関申告書の内容を統合すること

総じて言うと、今回改正された項目は、現在の実務運用と規制に合致するよう、内容を改正し、追加した部分が多い。特に、新たに追加された項目のうち、次の「是」或いは「否」を記入する必要のある3つの欄は、輸出入業務を展開する企業がより注目しなければならないであろう。

1、売り手と買い手に特殊関係が存在するか否か

中国税関は「特殊関係」が存在するか否かを判断する際、『中華人民共和国税関審定輸出入貨物完税価格弁法』（税関総署令第213号、以下、『審価弁法』と略称する）の第16条規定を法的依拠とする。

特殊関係（いわゆる、関連関係）に関して他の税務機関が定めた定義と比べて、『審価弁法』で定められている特殊関係の認定条件は比較的広範囲となっている。そのため、『審価弁法』に基づく税関の視点からすれば、ほとんどの多国籍企業内で行われている国境を跨ぐ取引の売り手と買い手間に特殊関係が存在するとみなされる可能性がある。

2、売り手と買い手に存在する特殊関係が取引成立価格に影響を与えたか否か

税関は『審価弁法』第17条・第18条に則ってその影響の有無を判定する。これまでに、税関にその影響の存在を認められ、

申告価格の調整を行ったか、或いは、既に年度追加納税方法を採用している場合、企業としては、今後、通関申告において、どの項目にどのように記入すれば良いのが問題となる。また、これらの企業が、今後、通関申告する港を変更する場合、新たな港に対してどのように申告すれば良いのかも問題になってくる。さらに、企業側から、特殊関係の取引成立価格への影響がないことを自主的にアセスメントした後にも、通関時、事後審査や調査において、特殊関係の取引成立価格へ与える影響があるとして、輸入申告価格を調整され、申告に不正があったと判定されて、行政上、さらには法的責任を追及される潜在的なリスクも想定されうる。

また、企業が第三者の専門機構によるアセスメント報告を提出する場合、結果がどのように変わってくるかについても疑問が残る。多くの問題を引き起こさないためにも、通関申告書の記入にあたっては、「是」で正しいのか、それとも「否」が正しいのかという問題を事前に熟考しなければならない。



3. ロイヤリティ支出が存在するか否か(実際の支払い/未払い)

『審価弁法』によると、ロイヤリティ支出については、関連する条件に合致しない限り、関税の課税項目とはならない。そのため、企業が当該欄に「是」と記入することは、必ずしもロイヤリティの全部または一部が関税の課税対象として認定されることを意味しない。ただし、ロイヤリティは従来より税関による厳しい審査の下に置かれている。企業は、記入前に、慎重に対応しなければリスクが生じる可能性がある。

なお、上述に関連する『中華人民共和国税関輸出入貨物価格補充申告書』の記入手続きは、現時点においては、まだ変更されていない。

また、「貿易国(地区)」、「原産国(地区)」、「最終目的国(地区)」の三つの新たに追加された申告欄は、税関にとって、自由貿易協定(FTA)下における輸出入貨物に関する情報の統計とモニタリングに役立つ。今後、自由貿易協定の締結が進むにつれ、優遇税率を享受できる輸出入貨物の総額が貿易総額に占める比重が増加することが考えられる。

「原産地」情報の申告の正確さは、税関の注目ポイントとなるであろう。これらの申告欄の記入に際して、情報の正確性を確保する必要がある。

さらに、前述の改正及び新たな要求は、税関の特殊監督管理区域の届出申告にも適用される。

結論

上述したように、企業は、今回の通関申告書に対する改正に十分に注意を払い、また慎重に対応する必要がある。今後、企業を主体とする事後審査と調査に、中国税関は注力することが見込まれている。まさに、今回の通関申告書の改正は、今後の調査局による調整のためになされたと考えられる。多くの要素が申告項目に取り入れられたことで、通関プロセスにおける証拠の確定や申告の正確さが、その後の税関の処理と見解にも、直接的な影響を及ぼす可能性がある。

これらの内容に疑問がある場合、専門的見解を得るために、弊社にぜひご連絡いただきたい。

以下のリンクによって当該通告の全文及びEY『中国間接税通覧』が閲覧できる。

・海关总署2016年第20号公告:

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49659/info790150.htm>

・他の間接税関連出版物(間接税通覧及び四半期間接税通覧):

<http://www.ey.com/CN/zh/Services/Tax/VAT--GST-and-Other-Sales-Taxes>

Kenneth Leung
Greater China Indirect Tax Partner
+86 10 5815 3808
kenneth.leung@cn.ey.com

Beijing Indirect Tax Team

Tian Shu
Partner
+86 10 5815 2159
shu.tian@cn.ey.com

Hongli Wang
Director
+86 10 5815 2307
hongli.wang@cn.ey.com

Andrea Yue
Director
+86 10 5815 3814
andrea.yue@cn.ey.com

Shanghai Indirect Tax Team
Bryan Tang
Partner
+86 21 2228 2294
bryan.tang@cn.ey.com

Kevin Zhou
Partner
+86 21 2228 2178
kevin.zhou@cn.ey.com

Stephane Rinkin
Partner
+86 21 2228 5818
stephane.rinkin@cn.ey.com

Lynette Dong
Director
+86 21 2228 4107
lynette.dong@cn.ey.com

Shenzhen Indirect Tax Team
Michael Lin
Partner
+86 755 2238 5780
michael-cs.lin@cn.ey.com

Andy Leung
Director
+86 755 2502 8386
Andy-SY.Leung@cn.ey.com

Hong Kong Indirect Tax Team
Marc Bunch
Partner
+852 2629 3588
Marc.bunch@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2016 Ernst & Young (China) advisory limited
All Rights Reserved.

APAC No. 03003176
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china